

令和4年2月10日

学生の皆さんへ

学生担当副学長

太田 圭

団体内に「感染が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動について

令和4年2月4日付で新型コロナウイルス感染症リスク対応チームより、[本学の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応指針\(第3版\)](#)及び[新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー\(第3版\)](#)が示されたことに伴い、学生団体内に「感染が疑われる者」「陽性者」が発生した場合の団体活動(課外活動)の取扱いを以下のとおりとします。

ただし、この取扱いについては、今後の感染拡大の状況により見直すことがあります。

なお、団体の学生代表責任者は、顧問教員及び学生生活課へ状況を随時報告してください。

【感染が疑われる者が発生した場合】

- ① 当該者は、[新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー\(第3版\)](#)に沿って行動
 - ② 当該者の感染の有無が確認されるまで、団体活動を一時停止
 - ③ 当該者が感染していないことが判明し次第、団体活動再開可能とする
- ※当該者が濃厚接触者である場合は、指定の期間自宅待機

【陽性者が発生した場合】

- ① 陽性者の濃厚接触者が特定されるまで、団体活動を一時停止
- ② 陽性者及びその濃厚接触者は指定の期間自宅待機とし、それ以外の構成員は団体活動再開可能とする

感染が疑われる場合とは・・・

- A.発熱等の風邪症状(体調不良)がある場合
- B.濃厚接触者に特定された場合
- C.接触者になった場合
- D.同居者が「体調不良」または「濃厚接触者に特定」された場合

学生部学生生活課

課外活動窓口 gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp

団体構成員の中に「感染が疑われる者a」が発生した場合

- A.発熱等の風邪症状(体調不良)がある場合 B.濃厚接触者に特定された場合
C.接触者になった場合 D.同居者が「体調不良」または「濃厚接触者に特定」された場合



◆まずは、団体活動を一旦停止！

◆以下①～④について「顧問教員」と「学生生活課課外教育担当 gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp (課外活動窓口)」へメールで報告してください。(※1つのメールで同時に送信してください)

①感染が疑われる者aさんの「氏名」「所属」「学年」、「aさんは、担任・指導教員および自身の所属エリア支援室へ報告済みかどうか」

②aさんの状況(〇月〇日から体調不良 〇月〇日にPCR検査を受けることになった バイト先で濃厚接触者に指定された 〇月〇日医療機関にて陽性判定 …など)

③それによる現時点での団体の対処状況(aさんからの報告を受けた時点から活動は一時停止とした。全構成員へ周知済み。aさんと構成員の接触状況を確認中 …など)

④その他参考情報

◆発症の2日前に遡り、aさんを含んだ団体活動(練習等)の有無を確認。活動を行っていない場合も、個人的なaさんと構成員の接触(食事など)の有無を確認できるまで団体活動は一時停止。

◆状況に変化があれば、随時、「顧問教員」と「学生生活課課外教育担当 gk-kagai@un.tsukuba.ac.jp (課外活動窓口)」へメールで報告してください。